

平成19年に所得が減って 所得税が課されなくなった人

税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受ける人については、既に納付済の平成19年度分の住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額を還付します。

●所得変動に伴う**住民税の還付**を受けるためには**申告が必要**となります。

平成19年度分住民税を課税した**平成19年1月1日現在お住まいの市区町村**へ減額申告書を提出してください。他の市区町村へ転居された人は申告先をお間違えにならないようご注意ください。

所得変動のモデルケース ●夫婦 給与収入500万円の場合●

	平成18年(度)	平成19年(度)	(単位:円) 平成19年の収入が減少した場合
所得税	220,000	122,500	
住民税	130,000	227,500	
合 計	350,000	350,000	還付されます!!

	平成19年(度) 収入なし	差 額
所得税	0	0
住民税	130,000	97,500
合 計	130,000	97,500

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

平成17年1月1日時点で65歳以上であつた人へ

住民税の老年者非課税措置廃止の経過措置がなくなります。

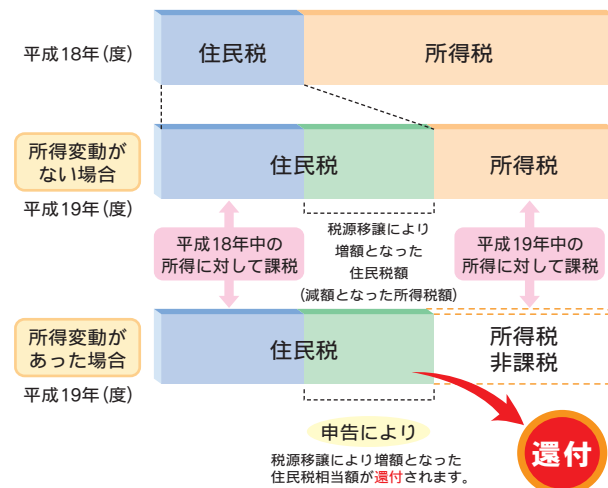
65歳以上の人（昭和15年1月2日以前に生まれた人）に適用されていた非課税措置が、少子高齢化が急速に進行するなかで、年齢に関わらず公平に税負担を分かち合う観点から、平成18年度課税分以降廃止されました。急激な税負担を軽減する経過措置として、平成18年度には税額の2/3、平成19年度には税額の1/3が軽減されていましたが、平成20年度にはこの経過措置がなくなります。

お問い合わせ

市民生活部 税務課 市民税班
TEL 050-3381-5023

申告が必要です！

申告期間 平成20年7月1日～31日まで



※平成19年中に亡くなられた人や海外へ転出されて平成20年1月1日現在国内に居住されていない人には、この経過措置は適用されません。

※この経過措置の対象となる人は、住民税と所得税の人的控除（配偶者控除、扶養控除、基礎控除など）額の差の合計額が、平成20年度の住民税の合計課税所得金額（課税長期譲渡所得等の金額がある場合はこれらの金額を合計した金額）以上になる人に限られます。したがって、寄附金控除額などの人的控除以外の控除額が増加したり、住民ローン控除などによって所得税が課税されなくなった人には、この経過措置は適用されません。

ご注意ください!!

平成18年に所得税が課されていた人で、平成19年に所得税が課されなくなった人が対象となります。

住民税の地震保険料控除が創設されました

近年多発している地震災害を受け、「地震災害に対する国民の自助努力による個人資産の保全を促進し、地域災害時における将来的な国民負担の軽減を図る」目的で、損害保険料控除が改組され、地震保険料控除が創設されました。

●地震保険料控除 平成20年度課税分から

◆対象：住宅や家財などの生活資産の地震保険料

控 除 内 容	控除限度額
地震保険料契約に関する保険料の1/2 【経過措置】平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約については従前の損害保険料控除が適用されます。	25,000円 10,000円
地震保険料と長期損害保険がある場合 地震保険料控除額と長期損害保険料控除額の合計	25,000円

平成19年から

税源移譲によって、所得税・住民税が変わっています

所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった人

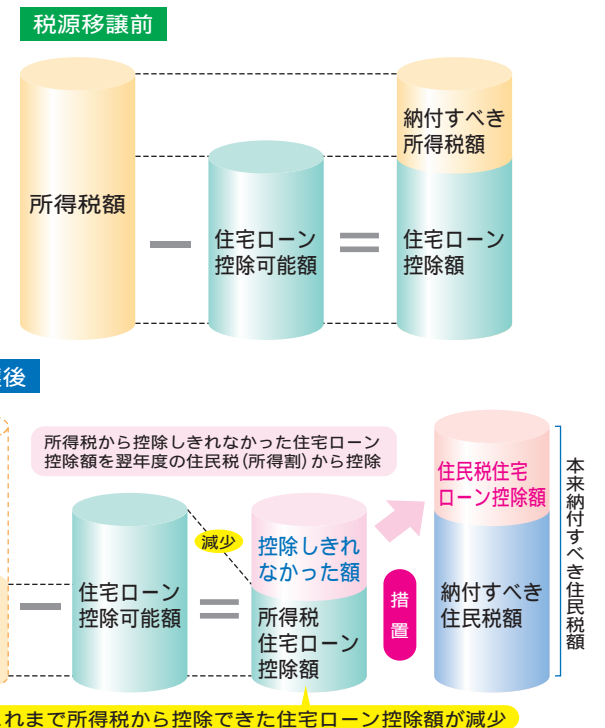
申告が必要です！

申告期限 平成20年3月17日まで

控除しきれなかった分は住民税(所得割)から控除されます。

税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。

平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている人で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税（所得割）から控除できます。



平成20年以降、住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要となります。

平成19年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合、**平成20年3月17日までに、平成20年1月1日現在お住まいの市区町村へ「市町村民税道府県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書」**を提出してください。

住民税の住宅ローン控除の適用を受ける人	住宅借入金等特別税額控除申告書の提出方法
所得税の確定申告をされない人	源泉徴収票を添付して市区町村へ提出
所得税の確定申告をされる人	所得税の確定申告書とともに税務署へ提出

住宅ローン控除モデルケース ●夫婦＋子供2人 給与収入700万円(住宅ローン控除可能額:27万の円) 場合●

税源移譲前	税 額	住宅ローン控除額	負 担 額
所得税	263,000	263,000	0
住民税	196,000	0	196,000
合 計	459,000	263,000	196,000

申告しないと…

税源移譲後	税 額	住宅ローン控除額	負 担 額
所得税	165,500	165,500	0
住民税	293,500	0	293,500
合 計	459,000	165,500	293,500

控除額が減少し、負担が増加する。

※夫婦＋子供2人の場合で子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。
※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。
※住宅ローン控除額は、一定の条件で試算した場合の例です。

申告すれば…

税源移譲後	税 額	住宅ローン控除額	負 担 額
所得税	165,500	165,500	0
住民税	293,500	97,500	196,000
合 計	459,000	263,000	196,000

住宅ローン控除額が減少しないよう、住民税(所得割)から控除します。

Q「平成19年以降に入居した場合は？」

A「住民税の住民ローン控除」の適用はありません。別途、所得税において、新たな住宅ローン控除制度の特例が設けられましたので、所轄の税務署にお問い合わせください。

（「従来の方式」と「控除率を引き下げて控除期間を延長する方式(10年から15年に延長)」の選択制をとる特例が創設されています。